# 衆議院財務金融委員会ニュース

平成 20.2.22 第 169 回国会第 5 号

#### 2月22日、第5回の委員会が開かれました。

- 1 平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第2号) 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)
  - ・額賀財務大臣、渡辺国務大臣(金融担当大臣) 森山財務副大臣、平井国土交通副大臣及び政府参考人並びに参考人 に対し質疑を行いました。

(参考人)日本銀行総裁 福井俊彦君

#### (質疑者及び主な質疑内容)

# 中 川 正 春君(民主)

- ・道路整備中期計画の道路整備費について、政策評価及び 香定の内容を明らかにすべきではないか。
- ・財務省は道路特定財源に係る暫定税率を維持する理由に ついて、具体的に明らかにすべきではないか。

### 小 沢 鋭 仁君(民主)

- ・平成20年度税制改正法案を租税特別措置と分離せずに一括して提出した理由について、政府の考えを伺いたい。
- ・「貯蓄から投資へ」を加速する政策の在り方について、金 融担当大臣はどう考えるか。
- ・景気の基調判断の下方修正について、政府はどのように 認識しているのか。
- ・金融政策の評価及び分析を政府は行っているのか。

### 古 本 伸一郎君(民主)

- ・税源移譲によって失われた住宅ローン控除は、平成 19 年分及び平成 20 年分の各年分においてそれぞれどのくらいの金額となるのか。
- ・住宅ローン控除が受けられなくなった部分は増税であり、 税源移譲後の税負担は基本的に変わらないとしていた政 府の説明との整合性がないのではないか。
- ・揮発油税等の暫定税率を 10 年間維持した場合の税収見積額はどのくらいか。
- ・道路整備財源特例法改正案において揮発油税等の税収が 道路整備費を上回る場合に翌年度以降の道路整備費に充 てられる税収相当額の 10 年間の累計額はどのくらいと 見積もられているのか。

### 階 猛君(民主)

・道路整備特別会計を社会資本整備事業特別会計へ統合し

- た目的及び同特別会計に繰り入れられた揮発油税等の使 途に変更はないのか。
- ・自動車重量税の性格は特定財源又は一般財源のいずれで あるのか。
- ・道路特定財源の一般財源化を行うことにより、特例公債 の発行を抑制することができ、財政健全化に資するので はないか。
- ・道路整備中期計画における事業量 59 兆円の算定根拠を明らかにした上で、暫定税率の延長については毎年検討をし直すべきではないか。

### 佐々木 憲 昭君(共産)

- ・道路整備中期計画の総額を、素案当時の65 兆円から59 兆円に削減した根拠を示して欲しい。
- ・本来一般財源である自動車重量税を、固定的に道路特定 財源に使用しなくてもよいのではないか。
- ・揮発油税が一般財源として創設された趣旨を伺いたい。 また、道路特定財源を設けた当時の国会審議等で、揮発 油税は目的税ではないとされたが、その考え方は変わっ ていないか。
- ・道路整備財源特例法改正案が成立しなかった場合、揮発 油税は道路特定財源とはならないか。同じく、道路特定 財源の暫定税率分はどうなるか。

#### |下 条 み つ君(民主)|

- ・公益社団法人等に対する寄附金の使途を明確にする必要 があるのではないか
- ・エンジェル税制について、大企業の支配下にない個人中 小企業を優遇する制度に改める必要があるのではないか。
- ・未公開株売買詐欺事件について、関係機関の情報伝達網 を整備する必要があるのではないか
- ・登録免許税の軽減措置は廃止の方向で見直すべきではないか。

# 鈴 木 克 昌君(民主)

- ・道路整備中期計画策定作業において、財務省及び財務金 融委員会はもっと積極的役割を果たすべきではないか。
- ・平成 18 年度、平成 19 年度の税収動向を踏まえ、平成 20 年度の税収見込額について財務大臣はどのように考えるか。
- ・証券税制改正により投資家の納税事務負担が増す懸念は ないか。
- ・研究開発税制及び情報基盤強化税制の特例措置は、中小 企業に対しどの程度の効果を及ぼしてきたか。

# 大 口 善 徳君(公明)

・道路整備財源特例法第3条ただし書(一般財源化)の趣

#### 旨は何か。

- ・地域間格差是正のためには、地方消費税の見直しが必要 と考えるがどうか。
- ・新たな事業承継税制の確実な実施について、財務大臣の 決意を伺いたい。

### 原 田 憲 治君(自民)

- ・平成 23 年度に国と地方のプライマリーバランス黒字化を どのように達成するのか。
- ・特別会計改革及び独立行政法人改革について、政府として でどのような取組を行っているか。
- ・財政健全化についての財務大臣の決意を伺いたい。